

# 新たに潮来市に定住する 46歳未満の夫婦・子育て世帯の皆さまへ

## 潮来市若年世帯定住促進助成金事業のご案内

潮来市において住宅を取得し、定住される若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯に対して、助成金を交付します。

### 【助成対象者】

- 若年夫婦・・・本人又はその配偶者が若年者（46歳未満）である夫婦。
- 子育て世帯・・・高校生相当以下の子を持つ若年者（46歳未満）の世帯。  
※高校生相当以下の子・・・子の年齢が18歳以下。ただし18歳の誕生日以後の最初の3月31日までに限ります。

### 【助成要件】

- 助成対象者の方が、**令和2年4月1日以降**に取得した住宅に継続的に**10年以上**居住すること。
- 助成対象住宅・・・購入費が500万円以上の新築住宅、建売住宅、築20年以内の中古住宅。
- 市内の自治会(区)への加入。
- ※他にも助成要件があります。

### 【助成金額】

基本額	5万円～20万円 宅地及び住宅の取得費用の100分の1に相当する額を助成します。(上限20万円)
加算額	転入者 5万円×転入者一人あたり加算(上限20万円) 上限20万円に満たない場合でも、世帯全員が転入者の場合20万円加算 ※転入者とは、 <u>当市に1度も住民登録をしていない方、又は以前当市に在住し2年以上転出していた方が、住宅の取得を機に当市へ転入する場合をいいます。</u> ※転入者加算額の交付には、若年夫婦又は子育て世帯の世帯員に転入者がいる場合。ただし、申請者のうち、どちらかが転入者の場合に限ります。
	子育て世帯 5万円×子の人数分加算 高校生相当以下の子が世帯に属する場合。
	三世帯世帯 5万円加算 <u>高校生相当以下の子が世帯に属し親と同居している、又は親が同一敷地に住んでいると認められる場合。</u>
	市街化区域での取得 5万円加算 市街化区域で住宅を取得した場合。
転入者特典	10万円上限×3年分 住宅を取得してから課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の相当額の2分の1を助成します。 ※基本額(加算額を含む)の交付申請とは別の申請となります。

※当助成金は、所得税の課税対象となります。

【令和4年度申請受付期間】 4月18日(月)～11月30日(水)まで  
ただし、受付期間中でも、予算に達し次第受付終了となります。

【お問合せ・申込み先】 都市建設課 都市計画グループ ☎63-1111 内線347